

## 調査の概要

**調査目的:** 2015(平成27)年の配偶者の出産後2カ月以内に休暇を取得した男性の実態及び休暇の取得促進に向けて必要な事柄を明らかにする。

**調査概要:** 株式会社インテージリサーチに委託し、同社に登録するインターネットモニターのうち、2015年に配偶者が末子を出産した男性雇用者約1000名に対し回答を依頼(2016年9月8日～同年9月12日)。

※ 「出産直後」とは、出産日当日から出産後2か月以内の時期をいう。

※ 配偶者の出産後2か月以内の期間について、①「出産日」、②「出産翌日から退院まで」、③「退院翌日から出産後2か月以内」の3つの期間に分けて各期間ごとの休暇取得状況を確認した。

「少子化社会対策大綱」(2015(平成27)年3月20日閣議決定)の数値目標として、2020年までに、男性の配偶者の出産直後(2か月以内)の休暇(※)取得率を80%にすることを目指している。

※半日又は1日以上の休暇(年次有給休暇、配偶者出産時に係る特別休暇、育児休暇など)

## 調査結果のポイント

## 【配偶者の出産直後の休暇取得の実態】

1 55.9%の父親が、配偶者の出産後2カ月以内に休暇を取得。

休暇取得率が最も高いのは出産日(休暇取得者のうち84.8%が取得)。

2 出産日の休暇取得に最も利用された休暇制度は「配偶者出産休暇」。

出産日翌日以降に最も利用された休暇制度は年次有給休暇。

3 休暇取得者の82.6%が2つ以上の期間で休暇を取得。

休暇を取得した期間が多いほど満足した人は増える。

4 29.1%の父親が休暇を取得しようと思っていたものの取得しなかった。

休暇取得の意向がなく実際に休暇取得しなかった人の割合は15.0%。



## 【休暇取得者の特徴～気持ち(意向)は家庭でつくり、休み(行動)は職場でつくれる～】

1 職場の条件(＜配偶者出産休暇制度＞＜ワーク・ライフ・バランスの取組＞＜上司の理解＞)が整っているほど休暇取得率は高い。

すべてが揃った男性の休暇取得率は8割を超えていた。

2 配偶者との会話や配偶者のリクエストをきっかけに休暇取得を検討している。

- ・ 休暇を取得したいと思ったきっかけをきいたところ、「日ごろの配偶者との会話(取得意向者の59.1%)」との回答が最も多く、次いで「配偶者からのリクエスト(取得意向者の35.3%)」が多かった。
- ・ 休暇取得者は「出産に向けたスケジュール」や「子供が生まれた後の夫婦の働き方」等について何度も話し合っており、休暇取得者ほど配偶者とのコミュニケーションが多い。

## 【休暇取得促進のために求められていること】

配偶者の出産後2カ月以内の休暇の取得促進のために最も求められているのは「休暇を取得しやすい職場であること」。

# 男性の子育て目的の休暇

出産日

2か月

1歳

1歳6か月

2歳

6歳  
(小学校就学)

延長申請

延長申請\*

## 育児休業

【時期】子の出生日から1歳の誕生日前日まで(原則)  
【期間】1日～365日  
【回数】原則1回  
※事業主は育児休業の申出を拒むことができない

保育所等の利用を希望しているが、入所ができない場合等

(\*平成29年  
10月1日から)

## 子の看護休暇

【時期】小学校就学前まで  
【期間】半日単位での取得も可能  
【回数】子が1人であれば年5日、2人以上であれば年10日  
※事業主は、子の看護休暇の申出を拒むことができない

## 配偶者の出産直後の休暇

【時期】出産後2か月以内  
【期間】半日又は1日以上  
【回数】何度でも

※ 配偶者出産休暇、年次有給休暇、育児休業、代休、子の看護休暇等、利用する休暇制度を問わない。

法定の制度

(育児・介護休業法)

制度ではない